

2010年(平成22年)11月議会 陳情・請願 反対討論

崎本 敏子

私は、日本共産党岡山市議団を代表して、請願3件・陳情14件について委員

長報告に反対の立場で討論をおこないます。

請願第3号「無年金者・低年金者の生活を保障する生活支援金の支給を求める意見書」

まず、請願第3号「無年金者・低年金者の生活を保障する生活支援金の支給を求める意見書」の提出についてです。

この請願は、この10年間で3回年金が引き下げられる一方で、老年控除の廃止による所得税増額、住民税の一律10%課税による増税、医療保険料、介護保険料の引き上げにより、高齢者の生活が脅かされているとして、安心して老後が生きれなくなっていると現実を告発しています。来年はまた年金を引き下げるとのことで、一層切実になります。

とりわけ、全国で100万人を超える無年金者・低年金者の苦しい生活は見すごせないとして、生活保障のための「支援金」支給を国に求め、そのためにも国として実態把握をし、対応することを願って国に意見書を出してほしいという切実な内容であります。

議員各位は、来春選挙を控え、有権者との対話に日々奔走しておられることと思います。無年金者・低年金者の声をお聞きになっているのではないでしょ

うか。

岡山市は無年金・無収入の1人暮らしの高齢者に国保料で『1584円/月』、介護保険料で『2380円/月』を課しています。払いたくても生活困窮のために保険料が払えない人は現実においでになるのです。年金『15000円/月』以上の人は天引きされ、滞納する自由も無く、生活圧迫を受けているのが現状です。生活保護を受ければいい…と済ますことはできません。

最低保障年金制度が望まれますが、その制度が実現するまで、せめて「支援金」を…という願いは切実だと思うのです。

「実態を把握して対応してほしい」という声を「なんでもかんでも支給するのは無理がある」と切り捨てることなど到底できません。財源の問題については請願4号で触れたいと思います。私には無年金者の悲鳴が聞こえます。議員各位にも聞こえていると存じます。よって、採択すべきと考えます。

請願第4号「最低保障年金制度の制定を求める意見書」

次は、請願第4号「最低保障年金制度の制定を求める意見書」についてです。

無年金者は全国で118万人ともいわれ、国民年金の納付率は全国平均60.0%、岡山市では58.42%です。無年金・低年金者が増えることが予想されます。失われた年金問題などで、年金制度への信頼はさらに揺らいでいます。

世界的にみても、最低保障年金制度は常識であり、「雇用不安やワーキングプアで苦しむ若年層の将来を保障する制度でもある」との請願の指摘は、そのとおりだと考えます。

今回の請願のポイントは「財源を消費税によらない最低保障年金制度を」という点です。この請願に反対された議員は、「消費税も含めた全体の税制論議が必要」との見解を述べられましたが、あらためて消費税の無年金者・低年金者への影響を冷静に見つめていただきたいと思えます。

消費税は応益負担の税制であり、極めて逆累進性が高く、社会保障の財源としては適していません。

日本生協連の調査では、2006年の世帯平均の消費税額は年間173,000円(約14,420円/月)で収入に占める割合は2.4%ですが、1000万円以上の世帯で1.95%と少なく、400万円未満の世帯で3.49%と重くなります。無収入・無年金の人も赤ちゃんまでも毎日納税者です。また、仮に消費税を福祉目的税化すると社会保障費の増大に伴って税率をどんどん引き上げなくてはならなくなります。そんな仕組みが妥当とは思えません。

そもそも消費税が導入された時、時の政府は「福祉のためにつかう」といいましたが、現実にはそうなりませんでした。

この20年間に国民は約188兆円の消費税を払ったが、税制全体の見直しの中で法人税率が下げられ、その減税分総額は、約160兆円で、法人税収が減った分の穴埋めになってしまいました。今また同じことがおころうとしています。

さらに、知っておかなければならないことは、日本の消費税5%の税率です。国税に占める消費税収の比率は24.6%だということです。例えば、イギリスの消費税は17.5%ですが、全て一律ではなく生活必需品は無税か低率にするなどの仕組みの中で、国税に占める割合は23.7%です。つまり日本の5%一律課税方式は、今でも充分重いということです。消費税導入時に、それまで高級品にかかっていた物品税は廃止をされ、生活必需品にも一律課税になっているもとで、年金生活者から「消費税増税によらない」という要望が出るのは当然です。高級品の物品税などは課せばいいと思えます。さらに、所得税の最高税率がかつて住民税をあわせて88%だったものが50%になっていることや、株式配当に対する課税が20%→10%に下げられているのを見直す必要があります。つまり、「あるところからはとって」財源を確保し、輸出大企業にもどす消費税還付金制度をなくすなど財源確保のためにやれることをやるべきです。ちなみに、2010年予算書で消費税収12兆475億円の28%にあたる3兆3762億円です。消費税増税によらない財源確保はできると考え、私共は、この請願は採択すべきと考えます。

請願 5 号「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書」

次に、請願 5 号「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書」の提出についてです。内容は、年齢で差別する後期高齢者医療制度の廃止をし、今示されている後期高齢者を「別扱い」する新医療制度でなく、老人保健制度に戻すことを国に求めるものであります。

民主党政権は、廃止を 2013 年に先送りし、今年 4 月には何の手立ても打たず、保険料を値上げし、二重に公約を投げ捨てたことへの怒りは、岡山市民の中にもうまいています。制度を廃止して、スタート時点に戻すのは当然のことです。

あとの 3 項目は、国保の国負担を増やすこと—これは市議会が全会一致で意

見書を出した内容であり、70～74 歳の高齢者の窓口負担を 2012 年度から 2 割にするのをやめ、75 歳以上の医療費負担をなくすことは、切実な声であります。70～74 歳の 1 割負担据え置きは、自民・公明政権でも実施されていたことであり、議員各位のご賛同が得られないはずはない！と考えます。よって採択すべきと考えます。GDP 対比総医療費は、アメリカ 15.3%、ドイツ 10.7%に対し、日本は 8.0%です。医師、看護師などの数が少なく抑えられ、生命を削って医療を支えている結果です。医師会などからも医療費は高くない、窓口負担の軽減を指摘されていることを申し添えます。

陳情 35 号・43 号・47 号・51 号・52 号・56 号・57 号・58 号・59 号・63 号「川崎病院建設のために旧深柢小学校跡地利用」

次に陳情ですが、35 号・43 号・47 号・51 号・52 号・56 号・57 号・58 号・59 号・63 号は川崎病院建設のために旧深柢小学校跡地利用をという同趣旨の陳情ですので、一括で討論いたします。

10 件の陳情は「市民病院・榊原病院が現地から移転すると聞く、中心市街地から総合病院がなくなるのは不安である。川崎病院の移転構想の説明会では、『老朽化が激しく、狭いので建て替えないと存続できない』とのことで、旧深柢

跡地の借用を認めてほしい」という内容です。

一方、深柢学区連合町内会からは、陳情 42 号・陳情 61 号及び陳情 62 号の 3 件が出されており、市の防災計画の見直しにあたり、避難所としても活用できる公共防災空地等の確保を求める内容であります。また、中心部の 5 小学校を 1 校に統合したが、中央小学校の現状は、児童数が増え、運動場面積が児童一人当たり 5.9 m²で、市内小学校の平均の 3 分の 1 であるという事実を指摘し、教育施

設整備計画の見直しを求めるものであります。

陳情第 48 号（出石地区連合町内会から提出）

陳情第 48 号は、出石地区連合町内会から出されており、目先のことにとらわれず、冷静な眼で今後 100 年の大計をたてるのが真の行政のあり方だという内容の陳情です。

委員長報告は、深柢地区連合町内会や出石地区連合町内会から出された陳情を不採択とし、旧深柢小学校に川崎病院を移転する陳情を採択とする内容です。

みなさん、今ここで議会が川崎病院移転を推進する必要があるのでしょうか。現在、川崎病院から正式な要望は市に対して出されていません。議会に対しても川崎病院からは何の説明もありません。どんな計画をお持ちなのかもわかりません。市長は「市全体のまちづくりの見地から方向を出す」と答弁しておられます。

私は、中心部に総合病院が必要との住民の声があることは十分理解できます。だから、市民病院の移転に対しても清輝学区だけでなく、反対の声なき声が多いのではないかと推察します。それとも、市長の示しておられる市民病院移転は川崎病院の旧深柢跡地利用を推進するためのものだったのでしょうか。もしそうであれば、批判の声は一層大きくなるでしょう。

今、東海・東南海・南海地震の発生確率は 30 年以内に 70%だと言われています。これに対応する防災計画の公共空地の確保と帰宅困難者の対応は市の責任であります。現状は、議員各位もご承知のとおり、中心市街地の防災空地は絶

対的不足であります。広域避難地である鳥城公園面積には、お堀・石垣・旭川水面をも含んでいて、絶対的に不足していることは当局も認めておられ、それを新しい被害想定にあわせて現在見直しているところです。数字あわせでなく、真剣な検討を当局に求めておきます。第一次避難所の確保は、災害時の命にかかわる重要事項です。病院も必要ですが、災害のときの避難所となる空地も必要。議会としても、真剣にこのことを考えなくてはなりません。市長には間違いのないご判断をお願いしたいと思います。

さて、民間病院はどこも自分で土地を確保し、経営計画をもち、地域医療の責任を果たしています。これほど住民から支援のあつい病院なら、住民の協力を得て、存続の道はいろいろ見出せるはずで

す。ともかくも、住民の意見は分かれているのです。市の防災計画という政策課題の整理も必要です。この状況で議会が先走って 70 万市民の教育財産を民間病院である川崎病院のために活用することを多数決で決めるのはあまりにも配慮に欠けています。旧深柢跡地に関わる陳情はいずれも継続審査とすべきと考えるものです。議員各位のご賛同をいただきますよう。心からお願い申し上げ討論を終わります。